

千葉県立保健医療大学大学運営会議規程

平成21年4月1日

規程 第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第18条第2項の規定により、大学運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の教育研究、管理運営等に関する重要事項
- (2) 学長からの諮問事項に関する事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学生部長
- (5) 図書館長
- (6) 歯科診療室長
- (7) 学科長
- (8) 専攻長
- (9) 共通教育運営会議会長
- (10) 学内委員会教育研究社会貢献委員会群総括委員長
- (11) 学内委員会管理運営部門委員会群総括委員長
- (12) 事務局長

(会議)

第4条 運営会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、副学長がその職務を代理する。

3 運営会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に運営会議を開催することができる。

4 学長は、構成員の3分の1以上から要求があったときは、運営会議を招集しなければならない。

(会議の成立及び議事)

第5条 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 運営会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、運営会議が特に必要と認めた事項については、出席構成員の3分の2以上をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 学長は、必要に応じ構成員以外の者に運営会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 運営会議は、議事について議事録を作成する。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。